

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和8年3月17日(火)
午前10時
場所 第二委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市体育館再開に向けた利用可能性調査業務委託について
- 2 八戸市農業経営振興センター条例の一部改正（案）の概要について

八戸市体育館再開に向けた利用可能性調査業務委託について

1 経 緯

八戸市体育館は、平成 27 年に実施した耐震診断で、震度 6 強以上の地震で倒壊又は崩壊のおそれがあるとの診断結果が出ており、避難マニュアルを徹底した上で利用を継続してきたが、令和 7 年 12 月 8 日に発生した青森県東方沖地震により、アリーナ天井のパネルヒーターの吊り金具が外れて落下するなどの被害を受け、利用者の安全確保ができないことから、アリーナを令和 8 年度末まで休場としている。

2 対 応

被害状況等を過去に耐震診断を行った事業者から見てもらったところ、診断から 10 年が経過し、さらに今回の地震で躯体にダメージを受けている可能性があるとの指摘があった。

今後、速やかに利用可能性について調査を行い、その判断を踏まえた上で、再開に向けた方針を検討する必要があるため、議会最終日に調査に係る経費を提案するもの。

3 業 務 名

利用可能性調査業務委託

4 業 務 内 容

八戸市体育館の鉄骨部・鉄筋コンクリート部における青森県東方沖地震の被害調査及び耐震診断判定指標への影響の検証

5 予 算

10 款 6 項 3 目 12 節 委託料

40,227 千円 ※令和 8 年度に繰り越して実施

6 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 4 月 入札・契約手続き

5～8 月 調査業務委託、今後の体育館利用可能性に係る検討

八戸市農業経営振興センター条例の一部改正(案)の概要について

1 改正の理由

農業経営振興センターの事業の見直しに伴い、農業生産振興センターに改称するためのものである。

2 改正の目的

(1) 農作物の生産振興の強化

担い手の高齢化や減少に対応するためのスマート農業等の導入に関する調査、温暖化に対応する栽培方法・品種に関する調査、環境保全型農業の推進など、現場レベルでの農作物の生産振興に重点的に取り組むため。

(2) 「農業経営の支援に関する業務」の移管

農地に関連する業務の一元化により農地集積・集約化及び担い手に関する業務の効率化を図るため、所管していた「農業経営の支援に関する業務」を農政課等に移管するため。

3 改正の内容

	改正後	改正前
条例名	八戸市農業 <u>生産</u> 振興センター条例	八戸市農業 <u>経営</u> 振興センター条例
趣旨	<u>農作物の生産振興</u> 及び農業体験の拠点として農業 <u>生産</u> 振興センターを設置	<u>農業経営の振興</u> 及び農業体験の拠点として農業 <u>経営</u> 振興センターを設置
名称	八戸市農業 <u>生産</u> 振興センター	八戸市農業 <u>経営</u> 振興センター

4 施行期日

令和8年4月1日